

宇都宮商工会議所会報

6

特集2 同一労働同一賃金

「対応が迫られる
同一労働同一賃金」
中小企業は猶予があるから
大丈夫と思っていないですか?

2

特集1 民法改正のポイント

中小企業への影響は—
120年ぶりの
民法改正

時効や保証、約款、賃貸借契約など多岐にわたる大改正

20

特集3

キャッシュレス決済アンケート調査

導入が進む
キャッシュレス決済
5割が導入も決済手数料が課題か

Contents

- 8 商工会議所かわら版
- 15 商工会議所共済制度
- 16 メンバースパーク
- 18 商工会議所カレンダー
- 19 ふるさと歴史民俗散歩
- 23 インフォメーション

今月号の折込

- 退職金・健康経営セミナー
- マル経融資
- 特定退職金共済
- 広告・有料折込のお知らせ

〈有料折込事業〉(ビジネス情報便)

- 新車導入をお考えの皆様へ
(株CAREVO)
- 働き方改革推進支援セミナー
(株あしたのチーム)
- 講習のご案内
(コマツ教習所・栃木センタ)

表3 消滅時効

現状		起算点	時効期間	具体例
原則	権利を行使することができる時から		10年	個人間の貸金債権など
			1年	飲食料、宿泊料など
職業別	権利を行使することができる時から		2年	弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人等の売掛代金など
			3年	医師、助産婦の診療報酬など
商事	権利を行使することができる時から		5年	商行為によって生じた債権

↓ シンプルに統一化

改正法		起算点	時効期間
原則	権利を行使することができる時から	知った時から	5年
			10年

消滅時効の年数が原則5年に統一

消滅時効

消滅時効とは、債権者が一定期間権利を行使しないことによって、債権が消滅す

することです。これによる改正ポイントは「意思能力」「将来債権の譲渡」「賃貸借契約」の3つです（表2）。

これらの中から、会員の皆さまの企業活動に大きく関連すると思われる項目を選んで、横山弁護士による解説を交えながら見ていきましょう。

という制度のことです。

債権は発生から長期間が経過すると、証拠が散逸して債権者にとって不利になることがあります。また債務者にとつても、請求されている債務が実は自分のものではない場合や金額が違う場合であっても、それを立証することが難しくなります。そのため、一定期間で債権が消滅する制度が設けられたと言われています。

改正前の民法では、消滅時効によって債権が消滅するまでの期間を原則10年とした上で、債権の種類によつて短いものも認めていましたが、それを原則5年に統一しました。ただし、債権者自身が自分に債権

大幅な改正によって現実に即したわかりやすい民法へ

明治29（1896）年に制定された民法が改正され、4月1日から施行されます。改正内容は、債権[※]関係の規定（契約など）が見直されたものです。実は債権関係の規定は、民法制定から現在まで、約120年間もほぼ改正されたことがありませんでした。

120年の間に、社会も経済も大きく変わりました。当然、法律と実際の状況の間には、さまざまなズレが生じてきます。

そのズレを、裁判所の判例の積み重ねや、法律の解釈などでカバーしてきたのですが、さすがに限界を迎えてきました。

そこで、平成21（2009）年から5年をかけて議論して改正案がまとめられ、29（2017）年5月に国会で成立、令和2（2020）年4月1日から施行されます。改正は、大きく2つの目的で行われました。

第一は、社会経済の変化への対応です。これによる改正ポイントは「消滅時効」「法定利率」「保証」「約款」の4つです（表1）。第二は、国民一般にわかりやすい民法に

表1 民法改正のポイント 1 社会経済の変化への対応

消滅時効	業種ごとに異なる短期の時効を廃止し、原則として「知った時から5年」に	→	時効期間の判断を容易化 【第166条関係】
法定利率	法定利率を現行の年5%から年3%に引き下げた上、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入	→	法定利率についての不公平感の是正 【第404条関係】
保証	事業用の融資について、経営者以外の保証人については公証人による意思確認手続を新設	→	安易に保証人となることによる被害の発生防止 【第465条の6～9関係】
約款	定型約款を契約内容とする旨の表示があれば個別の条項に合意したものとみなすが、信義則（民法1条2項）に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効と明記。定型約款の一方的変更の要件を整備	→	取引の安定化・円滑化 【第548条の2～4関係】

表2 民法改正のポイント 2 国民一般に分かりやすい民法

意思能力	意思能力（判断能力）を有しないでした法律行為は無効であることを明記	【第3条の2関係】
将来債権の譲渡	将来債権の譲渡（担保設定）が可能であることを明記	【第466条の6関係】
賃貸借契約	賃貸借終了時の敷金返還や原状回復に関する基本的なルールを明記	【第621条、第622条の2関係】

※ 債権とは… 債務者に対して一定の行為を請求しうることを内容とする権利 ↔ 債務（例） 金銭を貸した者が借り手に対してその返還を請求する権利など

の行使ができることを知らなかった場合は、権利を行使することができる時から10年になります。（表3）

横山先生の解説 ①



これまで、債権の種類によって時効期間が異なっていました。例えば医師の診療報酬は3年、飲食代金は1年、商取引の債権は5年といった具合です。これでは煩雑ですし、トラブルも生じやすくなりますので、今回の改正で原則5年に統一され、分かりやすくなりました。

経営者が気を付けなくてはいけないのは、労働基準法で定められている賃金の時効が2年だったものが、民法改正に併せて当面の間は3年に延長され、将来的には5年となる可能性があるという点です。

残業代の未払訴訟がこれに該当するため、民法改正を受けて労働者側から企業への未払残業代請求がこれから増加するかもしれません。また、4月には時間外労働の上限規制が中小企業も対象になるため、労働時間の状況をきちんと把握した上で、万が一に備えた準備をしておいたほうがよいでしょう。

根保証契約には必ず極度額を定める

保証 ①

今回の改正では、個人が保証人になるケ

ースでの保証人保護を目的としています。会社などの法人は含まれません。改正の内容は、①極度額の定めのない個人の根保証契約は無効②公証人による保証意思確認の手続きを新設、が主なものです。

① 極度額の定めのない個人の根保証契約は無効

保証人とは、債務者本人が債務支払いをできない場合、代わって支払う義務を持ちます。連帯保証人の場合は債権者に支払い能力があつてもなくても、請求されれば支払わなくてはなりません。ただ、いずれもこの金額までという極度額が定められています。また、債務者が複数の借金をしている場合でも、保証している債務以外の支払いの義務はありません。ところが根保証の場合、債務者の持つ債務の全てを支払う義務が生じます。最初の100万円だけの保証と思っていたのに、債務者が次々と金を借りた場合、それらも支払わなくてはなりません。

経営者であれば、自社の事業資金や運転資金の融資を受けるために、根保証契約をした経験があるかも知れません。これは経営の状況に応じて何度も借り入れるケースがありますから、その度に保証人契約を結ぶよりも、根保証契約の方が手間を省けるからです。

しかし一つ間違えると、保証人は際限のない借金に苦しめられる危険性がありますから、これまでも金銭関係の根保証には極度額を定めるよう、義務付けられました。

表5 通常損耗・経年変化

通常損耗・経年変化に 当たる例
○家具の設置による床、 カーペットのへこみ、設置跡 ○テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ (いわゆる電気ヤケ) ○地震で破損したガラス ○鍵の取替え(破損、鍵紛失のない場合)
通常損耗・経年変化に 当たらない例
○引っ越し作業で生じたひっかきキズ ○タバコのヤニ・臭い ○飼育ペットによる柱等のキズ・臭い ○日常の不適切な手入れもしくは 用法違反による設備等の毀損

(国土交通省住宅局「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」より)

表4 根保証における極度額の定め

現状	主債務に 含まれる債務	貸金等債務あり	貸金等債務なし (賃借人の債務など)
	極度額	極度額の定めは 必要	極度額の定めは 不要
改正法	元本確定期日 (保証期間)	原則3年(最長5年)	制限なし
	元本確定事由 (特別事情による 保証の終了)	破産・死亡などの 事情があれば 保証は打ち切り	特に定めなし

改正法	主債務に 含まれる債務	貸金等債務あり	貸金等債務なし (賃借人の債務など)
	極度額	極度額の定めは 必要	極度額の定めは 必要
	元本確定期日 (保証期間)	原則3年 (最長5年)	制限なし
	元本確定事由 (特別事情による 保証の終了)	破産・死亡などの 事情があれば 保証は打ち切り	破産・死亡などの事情が (主債務者の破産等を除く) あれば保証は打ち切り

一方で賃貸借契約や継続売買取引などでは、極度額の設定は不要とされてきました。しかし、これらの契約でも、極度額を定めないことで保証人に大きな不利益が生じる可能性があります。そこで今回の改正では、全ての根保証契約において、例外なく極度額を定めることを義務付けました。(表4)

横山先生の解説 ②



建物や部屋の賃貸借契約の場合、一般には賃料の滞納程度しか想定していないと思いますが、借家が借主の落ち度で全焼して、その弁償を借主ができない場合には、想定していなかったような巨額の支払いを求めら

個人の保証人は
保証意思確認が必須に

保証 ②

② 公証人による
保証意思確認の手続きを新設

れる可能性もあります。また賃料滞納についても、滞納期間によつてはかなりの金額の請求を受けることも考えられます。しかし、保証人が滞納の事実を知る手段がないため、突然、数年分の家賃を請求されるケースもありました。そういったことから、全ての根保証に極度額の設定を義務付けて、個人の保護を目指したのが、今回の改正の趣旨です。

容をよく知らないまま締結してしまうことで、顧客に不利益が生じる可能性もあります。今回の改正では、利便性を持たせつつ、利用者の保護もしっかりと行うように定めています。

賃貸借契約の
さまざまな慣行を明文化

賃貸借契約

また、契約が長く続く(例えば借家の賃貸契約や携帯電話の契約など)場合に、事業者が定款の内容を一方的に変更することがあります。そこで「変更が顧客の一般の利益に適合する場合」「変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合」に限って認められるとしています。

横山先生の解説 ④



建物やアパート・マンションの部屋などの賃貸借契約については、長年「敷金+礼金」という商慣行があります。礼金は貸してもらったお礼として大家さんにあげるもの、敷金はいわば保証金として大家さんに預け、退去時(契約終了時)に返却してもらうもの、というものですが、実際には「敷金が返つてこない」というケースもあります。また通常の賃貸借契約には退去時には原状回復が盛り込まれていますが、どの程度まで回復させなければならぬかについ

保証人という制度は現代の経済活動、企業活動に浸透しているものですが、その一方で「保証人になったことで生活が破綻してしまった」という話を聞いたことがあるのではないのでしょうか。

そこで、個人が安心して保証人になることができるよう、さまざまな防護策が定められてきました。今回の民法改正では、個人が会社の事業用融資に関して保証人になる場合には、公証人による保証意思確認の手続きが義務付けられました。この手続きをしない場合には保証契約は無効になります。

横山先生の解説 ③



この改正では、保証人になる人がリスクをきちんと把握した上で保証しようとしているかどうかの「意思確認」が求められるます。それができない場合、公証人は公正証書の作成を拒絶しなくてはなりません。また公正証書は、代理人では作成できない点もポイントです。これらの定めによって、強力な安全弁の役割を果たすと期待できます。

ただし、主債務者が法人である場合、その法人の理事や取締役、執行役、議決権の過半数を有する株主などが保証人の場合は、意思確認は不要です。また主債務者が個人の場合、その人と共同で事業を行っている共同事業者や、主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者(例えば社長が夫で専務や経理が配偶者など)の場合も、意思確認は不要となっています。

でも、曖昧でした。

民法にも、敷金や原状回復についてのルールは、これまで定められていませんでした。今回の改正では、次のように定められました。

敷金

賃料債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人(大家さんなど)に交付する金銭。「礼金」「権利金」「保証金」などの名称であっても、目的が担保であれば法的にはすべて敷金となります。

敷金返却時

賃貸借が終了して賃貸物の返還を受けた時には、貸主は賃料などの債務の未払い分を差し引いた残額を返還しなければなりません。

原状回復

賃貸物に損傷が生じた場合、原則として借りた人(賃借人)が原状回復をしなくてはなりません。ただし、普通に使用していて生じた通常損耗や、経年変化については、その義務は生じません。(表5)

横山先生の解説 ⑤



賃貸借契約でのトラブルで多いのは、敷金の返却と原状回復の範囲です。以前は返されないと言われていた敷金ですが、近年は賃貸主や不動産業者の意識が変わり、きちんと返還されるケースも増えてきました。また原状回復についても「通常損耗や経年変化は原状回復に含まれない」というルールが定着してきており、今回の改正で

定型約款の定義、
ルールを定める

約款

約款は、現代社会に生きる私たちにとつて、ごく当たり前のものです。不特定多数の業者を対象に取引を行う事業者が、詳細な契約条項をあらかじめ作ったものが「約款(定型約款)」であり、これによって個別の契約ごとにいちいち詳細を定める手間が省けています。事業者にとつても顧客にとつても便利な方法です。その一方で「条項が詳細なので、全部を読むことができない」など、顧客が詳細な内容を確認しないまま契約を締結するケースも、日常的にあります。

民法にはこれまで、定型約款に関する定めはありませんでした。そこで今回の改正では、定型約款について現状に即した形で定義するとともに、そのルールを定めました。

定型約款が契約の内容となるためには、当事者間で「定型約款を契約の内容とする旨の合意をしている」「定型約款を契約内容とするところあらかじめ表示している」のどちらかが行われていれば良い、とされています。ただし、信義則(権利の行使や義務の履行は、たがいに相手の信頼を裏切らないようにしなければならないという原則)に反して顧客の利益を一方的に損なうような条項は認められません。

つまり、顧客が約款をきちんと読まなくても契約は成立しますが、あまりに不当な項目は認められないということです。

それが明文文化されましたから、今後はさらに進むと思われます。

今回の改正は賃貸住宅だけでなく、事務所や店舗等も含まれます。特に、飲食店などは、内装等を改装して営業するケースが多いと思います。その場合は、建物の価値が上がるケースも多いので、退去時に原状復帰を求められる可能性もあります。が、トラブルに繋がるのが想定されますので、賃貸借契約を結ぶ際には当事者間できちんと合意形成をすることが重要です。法律で定められたことは一歩前進ですが、実際にはトラブルが起きないように、予めしっかりと話し合うことが重要なのです。

※ ※ ※

いかがでしたか? 債権関係の大きな改正ですから、この特集では全てを紹介することはできませんので、企業活動に影響がある部分を中心に記事をまとめています。また、当所では無料で「法律相談」を毎月開催(日程等は14頁の専門相談の記事に掲載)しています。民法改正等を含めて経営における幅広い法律に関する相談を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

取材協力

横山法律事務所
横山 幸子 弁護士
宇都宮市中央本町 4-1
谷津ビル 3 階
TEL.028-638-5135



例えば、基本給について

① 能力または必要に応じて

② 業績または成果に応じて

③ 勤続年数に応じて

支給している場合、これらが同一であれば、正規・非正規の間に支給額などの差があつてはいけなさとされます。逆に①③において同一でない場合には、その違いに応じた支給をすることが求められます。その場合、客観的・具体的実態に照らし、明確な基準に従って決めなければなりません。

また、賞与は正規・非正規間の差が出る人が多いでしょう。賞与が「労働者がどれだけ会社に貢献したか」を判定して出すものであれば、正規・非正規の別なく貢献部分を算定し、それに応じた支給が必要です。「パートさんには感謝の気持ちとして」という支給の仕方では、合理的とはいえません。

役職手当も、正規・非正規を問わず同じ役職には同じ支給をしないと、時間外や休日出勤、深夜労働などについても、正規・非

する義務があります。現時点で説明できない場合はこれから対応していかなければなりません。

対応が必要と分かれれば、次は何をどのように決めていくかということになります。

厚生労働省では「同一労働同一賃金ガイドライン」を発表しています。この概要を説明します。

図1は厚生労働省の「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」に載っているチェック図です。

① 非正規労働者を雇用している企業は必ず対応が必要です。続く②の「正規労働者と非正規労働者との間に待遇格差があるか」は、わかりやすい例で言えば、通勤手当が挙げられます。正規労働者には通勤手当を支

給し、非正規労働者には支給していない場合は待遇差があると認められます。もし不明な点がある場合、賃金体系や社内規定などをチェックしてください。

続く③が、重要ポイントです。ここまで説明してきたように、待遇差は無いか、ある場合には合理的な説明が必要とされます。そして、求められればいつでもきちんと説明



2 特集 同一労働同一賃金

対応が迫られる「同一労働同一賃金」

中小企業は猶予があるから大丈夫と
思っていないですか？

働き方改革の一環として、正規労働者と非正規労働者との間にある待遇格差の是正をめざす「同一労働同一賃金」がまもなくスタートします。その概要を栃木労働局雇用環境・均等室に聞きました。

中小企業は令和3（2021）年から

「パートタイム・有期雇用労働法」（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が、今年4月1日から施行されます。中小企業は1年の猶予があり、施行は令和3（2021）年4月1日です。

これは、正規労働者と非正規労働者（パート、アルバイト、嘱託など短時間労働者、有期雇用労働者）の間にある、不合理な待遇格差を是正し、同じ労働に対しては同じ対価を払いましょうという趣旨の法律です。

言い換えれば、同じ企業で働く正規労働者、パートやアルバイト、有期雇用労働者などの非正規労働者との間に、不合理な待遇格差をつくつてはいけないということです。（そのため、正規労働者同士、非正規労働者同士の待遇差は対象外です。）その範囲は基本給だけでなく賞与、各種手当、福利厚生、教育訓練など、あらゆる待遇が含まれます。不合理な待遇の格差をなくすことで、多くの企業にとつてなくてはならない存在であるパートや有期雇用労働者などの非正規労働者のやる気があり、効率化や業績アップなど、企業の発展につなげることができます。

不合理な待遇差は禁止、説明義務も

法律では大まかにいつて次の2点が、待遇の規定として盛り込まれています。

① 正規労働者と非正規労働者との間で「業

務の内容や責任の度合いなど（職務内容）」や「人事異動・配置転換、転勤の有無やその範囲（職務内容や配置の変更の範囲）」が同じであれば、待遇も同じであること。

② 正規労働者と非正規労働者との間で「業務の内容や責任の度合いなど（職務内容）」や「人事異動・配置転換、転勤の有無やその範囲（職務内容や配置の変更の範囲）」「その他、成果や能力、経験などの事情」が異なる場合は、その違いをバランスよく配慮して待遇を決めること。

この2つが、いわば同一労働同一賃金の原則です。①は「均等待遇規定」②は「均衡待遇規定」と呼ばれています。①はまさに「同一労働同一賃金」そのものの規定ですが、一方で②では、止むを得ず差が生じることを認めています。ただし、その差の理由が合理的であることを説明できなくてはなりません。事業主には次の説明義務も定められています。

① 非正規労働者を雇用する際に、賃金や教育訓練、福利厚生といった雇用管理上の措置の内容をきちんと説明する義務

② 非正規労働者から求められた場合、正規労働者との間の待遇差の内容・理由などを説明する義務

さらに、非正規労働者が説明を求めたからと言って、その人に対して不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

「同一労働同一賃金ガイドライン」を活用

さて、まず最初に自社は対応が必要かどうかを、チェックしてみましょう。

正規ともに同じ割増率で支給することが必要です。

詳細は、以下のQRコードを読み込むと厚生労働省のページを見ることができますので、そちらを参考にしてください。



同一労働同一賃金ガイドライン

※ ※ ※

同一労働同一賃金という理念は、決して難しいものではありません。しかしそれを実際の企業活動の中にあてはめようとすると、さまざまなケースがあるので、専門家の力を借りることも考えなければいけません。また、自社の給与規定、就労規則、業務手順、勤務体制など、さまざまなことを見直すことも必要でしょう。さらに就業規則等の変更には労働者との話し合いも不可欠です。

中小企業は1年の猶予がありますが、決して長くはありません。今から対応を始めないと間に合わないおそれがあります。今回の記事を読んで、自社にもあてはまると考えた経営者のみなさんは、ぜひ対応をスタートしてください。

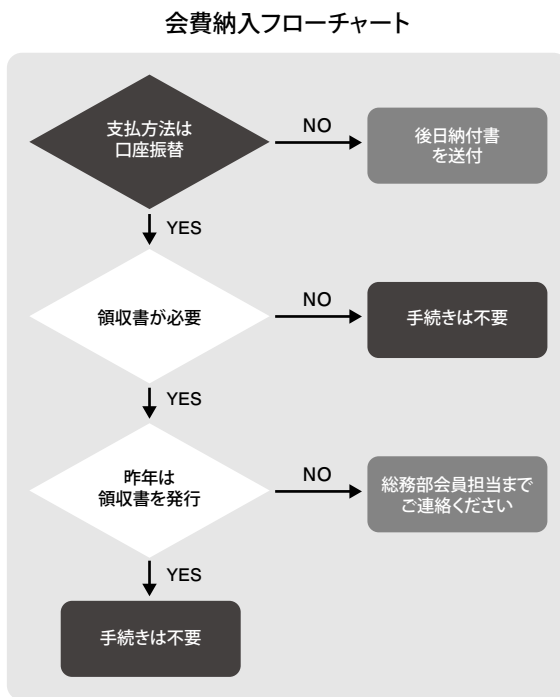
問合せ

宇都宮商工会議所
働き方改革相談窓口
地域振興部
☎028-637-3131

栃木働き方改革推進支援センター
宇都宮市宝木本町1140-200
(TMC内1F)
フリーダイヤル 0800-800-8100

取材協力

栃木労働局雇用環境・均等室
宇都宮市明保野町1-4
宇都宮第2地方合同庁舎
☎028-633-2795



令和2年度の宇都宮商工会議所の年会費は4月30日(木)に指定の口座から振替をさせていただきます。

また、銀行窓口等でお支払いの方には、後日納付書を送付いたします。

なお、口座振替をご利用の方で、領収書の発行を新たに希望される方は、総務部の会員担当までご連絡ください。

※すでに領収書の発行をお申込みいただいている方は、同様に発行します。

問合せ
総務部
☎028-6373131

令和2年度
宇都宮商工会議所
年会費
口座振替日
4月30日(木)

年会費のお支払いについて

会員の皆さまへお知らせ



佐藤市長の講演に聴き入る女性部会員たち

毎年恒例の新春懇談会および新年会を、1月29日(水)に市内ホテルで開催しました。

今年も講師に佐藤栄一・宇都宮市長をお招きし、「持続発展を目指したまちづくり〜未来都市うつのみや〜」をテーマに、市政についてご講演いただきました。

ネットワーク型コンパクトシティやLRT、スマート・エネルギー・マネジメントなどの宇都宮市の先進的な取り組みについて、わかりやすく解説。特に環境問題については、再生可能エネルギー(バイオマス発電、家庭用太陽光発電)の活用についてお話をいただきました。

新春懇談会終了後、女性部会員の交流を深める、新年会を開催しました。佐藤市長にも引き続きご参加いただき、意見交換などを行いながら、楽しいひとときを過ごしました。

今回の新春懇談会や新年会を経て、私たち女性部も時代の流れにあわせて変わっていく必要性があると感じました。

今後は、幅広くアンテナを張って情報を集め、女性部の活動に活かしたいと思っています。

(会長 福田泰子)

商工会議所 かわら版

女性部だより

新春懇談会および新年会を開催



各チームの活動状況について話を聞く青年部メンバー

2月事業推進例会を2月10日(月)、市内ホテルを会場に開催しました。

今回の例会は、地元プロスポーツチームが地域に根付き、安定的に継続していくために、各プロスポーツチームと青年部が得意分野を生かして連携し、宇都宮全体の街の活性化につながる活動を共に作りあげていくことを目的に、「スポーツによる街づくり会議」この会議で宇都宮は変わる〜と題して開催しました。講師には、地元のプロスポーツチームである宇都宮ブレックスの鎌田真吾社長と宇都宮ブリッツェンの廣瀬佳

青年部だより

2月事業推進例会を開催

正GM、栃木サッカークラブの江藤美帆マーケティング戦略部長をお迎えしました。

第一部では、各チームの理念やビジョン、組織運営やチームの歴史、活動実績などチーム紹介のプレゼンを行い、第二部では、講師3人と青年部の神宮会長をパネラーに、坂本直前会長をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、白熱した議論が行われ、各チームの内情やあまり知られていない地元への貢献活動などを知ることができ、今後、地域活性化を図るためのヒントになったのではないかと思います。

例会後の懇親会では、講師やチーム関係者の皆さまと席を共にし、所属選手のサイン入りグッズなどが当たる抽選会を行い、大いに盛り上がりました。ご協力いただいた各チーム関係者の皆さま、青年部メンバーの皆さま、本当にありがとうございました。

(事業推進委員会 委員長 浜野 達哉)

GS1事業者コード申請受付業務終了

GS1(旧JAN)事業者コード

当所では、昭和60(1985)年以来、GS1事業者コードの申請受付業務を行ってきましたが、本年3月31日をもって、商工会議所における本事業に関するすべての業務を終了させていただきます。

4月1日以降、当所での申請受付ができませんので、次のとおりで対応くださるよう、よろしく願います。

■GS1事業者(旧JAN)コードについての問合せ

(一財)流通システム開発センター
GS1事業者コード担当
☎03-54148511

【更新手続き】

更新時期を迎えた事業者さまには、従来どおり(一財)流通システム開発センターから更新申請書が郵送されます。更新申請を行う場合、インターネット(https://www.dsrip.jp)から申請を行うか、更新申請書を(一財)流通システム開発センターへ直接送付してください。

【新規登録手続き】

(一財)流通システム開発センターのホームページで確認ください。申請書類(はじめてのバーコードガイド)が必要



問合せ
地域振興部
☎028-6373131

南側 外来者専用駐車場 一時閉鎖のお知らせ

南側 外来者専用駐車場は、下記の期間閉鎖いたします。車でお越しになる方は、正面外来者駐車場をご利用いただくか、周辺のコインパーキング等をご利用ください。ご迷惑をお掛けしますが、何とぞご理解くださるようお願い申し上げます

閉鎖期間 2020年3月17日(火)~3月22日(日)
閉鎖理由 栃木県産業会館の電気設備工事のため



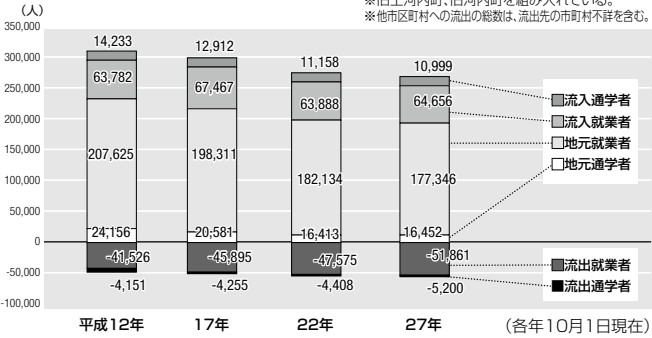
新型コロナウイルスに関する企業(労務)の方向けQ&A【厚生労働省】

厚生労働省では、新型コロナウイルスに関する企業の方向けのQ&Aを公開しています。感染の疑いがある労働者への対応方法から、テレワーク導入に向けたサポート窓口の紹介などの情報が掲載されています。詳細は以下のURLまたはQRコードからご確認ください。

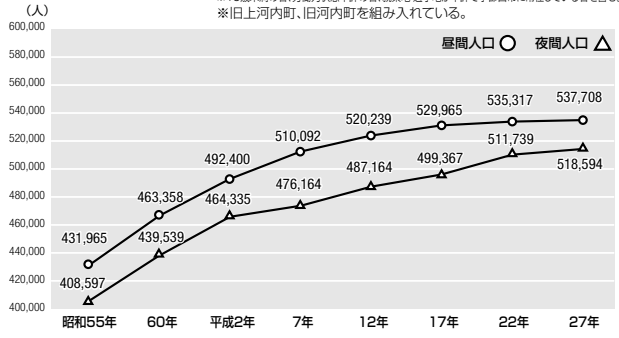
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html



◎15歳以上の流入・流出状況

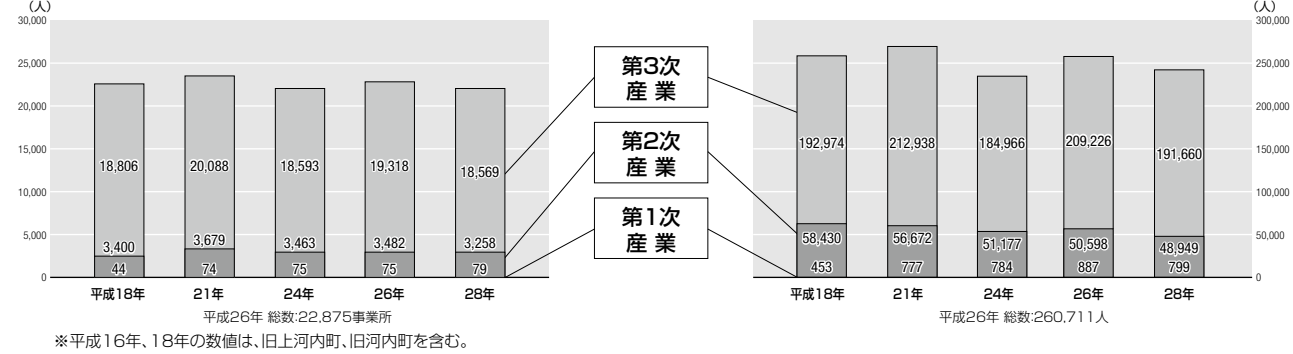


◎昼間・夜間人口



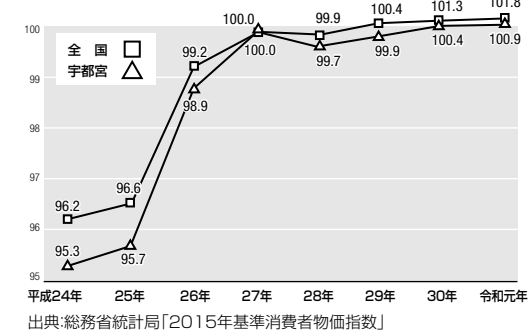
人口

事業所数 ◎産業分類別構成の推移

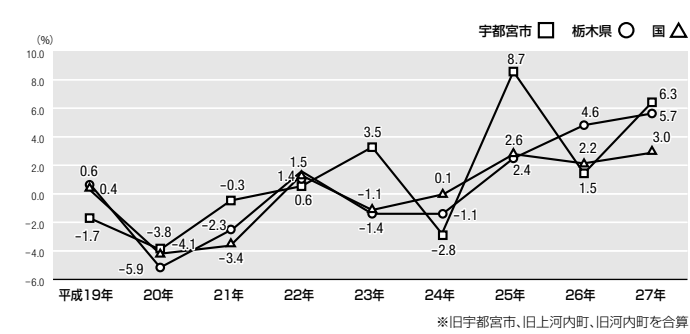


経済

◎消費者物価指数



◎名目経済成長率の推移



◎工業団地の概況

(各年12月末日現在)

宇都宮工業団地				瑞穂野工業団地			
年次	A	B	C	年次	A	B	C
H22	63	5,952	445,979	H22	47	1,277	17,425
H24	62	5,439	263,679	H24	45	837	14,682
H25	61	5,184	281,010	H25	47	1,148	17,998
H26	59	5,342	280,396	H26	47	1,153	19,604
H29	61	5,507	276,340	H29	46	1,156	20,141

出典:宇都宮市統計データバンク「工業統計調査」
※従業員4人以上の事業所
※平成29年度から基準日が6月1日に変更されている。

清原工業団地				河内工業団地				河内中小工場団地			
年次	A	B	C	年次	A	B	C	年次	A	B	C
H22	39	10,489	1,008,079	H22	15	1,446	50,684	H22	11	205	3,784
H24	42	9,580	895,236	H24	12	1,100	39,938	H24	10	221	2,506
H25	39	9,494	1,184,467	H25	11	1,024	39,320	H25	9	179	2,272
H26	38	9,680	1,302,161	H26	11	1,225	42,593	H26	9	172	2,300
H29	39	10,707	1,416,810	H29	11	1,633	66,098	H29	7	148	2,285

◎誘致企業と地元企業の割合

(平成29年12月末日現在)

	地元企業	構成比(%)	誘致企業	構成比(%)	合計
事業所数	520	85%	89	15	609
製造品出荷額等(百万円)	2,122,209	56%	1,689,468	44	3,811,677

出典:宇都宮市統計データバンク「工業統計調査」
※従業員4人以上の事業所
※平成29年度から基準日が6月1日に変更されている。

◎事業所数・従業者数・製造品出荷額等

平成29年12月31日現在

産業中分類	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(百万円)
総数	520	33,337	2,120,344
食料品	85	5,090	155,586
飲料・たばこ・飼料	9	625	774,169
繊維工業品	12	217	6,053
木材・木製品	5	86	2,336
家具・装飾品	13	243	11,298
パルプ・紙・紙加工品	19	626	28,865
印刷・関連産業	43	748	10,711
化学工業	20	1,678	242,306
石油・石炭製品	2	19	-
プラスチック製品	26	1,489	65,038
ゴム製品	4	229	4,875
なめし革・同製品・毛皮	2	8	-
窯業・土石製品	20	798	18,911
鉄鋼業	8	661	38,957
非鉄金属	6	140	9,781
金属製品	73	2,674	80,426
はん用機械器具	17	1,366	41,938
生産用機械器具	61	4,168	203,809
業務用機械器具	18	3,819	144,601
電子部品・デバイス・電子回路	10	825	33,364
電気機械器具	16	314	7,393
情報通信機械器具	12	1,003	47,614
輸送用機械器具	24	4,293	189,677
その他	15	218	2,636

出典:宇都宮市統計データバンク「工業統計調査」
※従業員4人以上の事業所

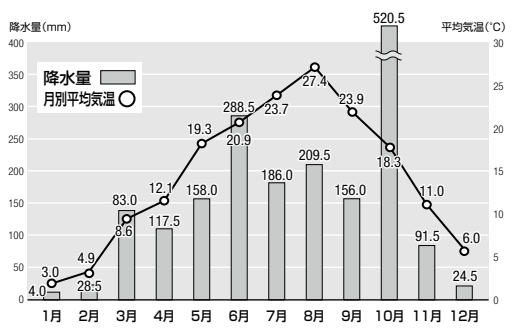
工業

統計で見る宇都宮2020

わたしたちのまち「宇都宮」の姿を再認識していただけるよう、
基本的な統計をわかりやすくまとめてみました。

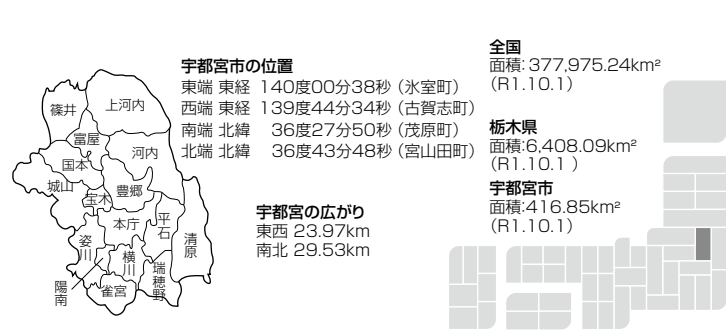
◎気象

出典:気象庁ホームページ



◎日本の中の宇都宮

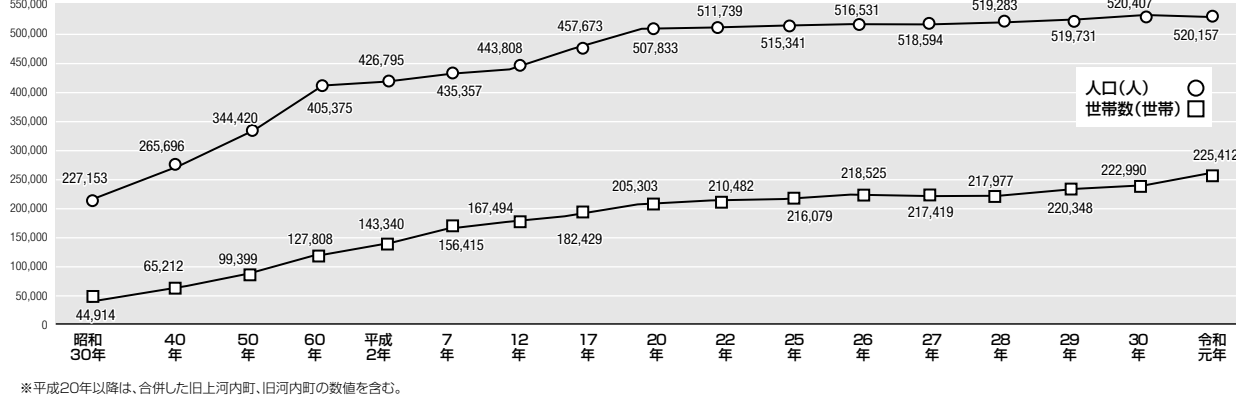
出典:国土交通省国土地理院「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」



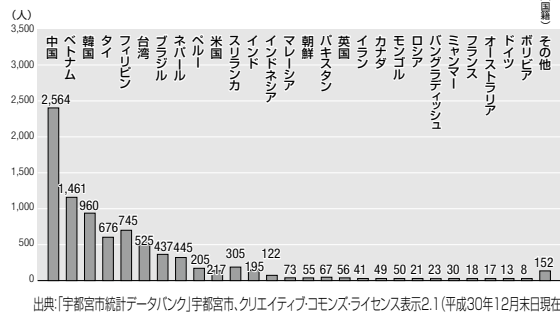
地理・気象

◎人口、世帯数の推移

出典:宇都宮統計データバンク「総合統計」



◎国籍別外国人登録人口

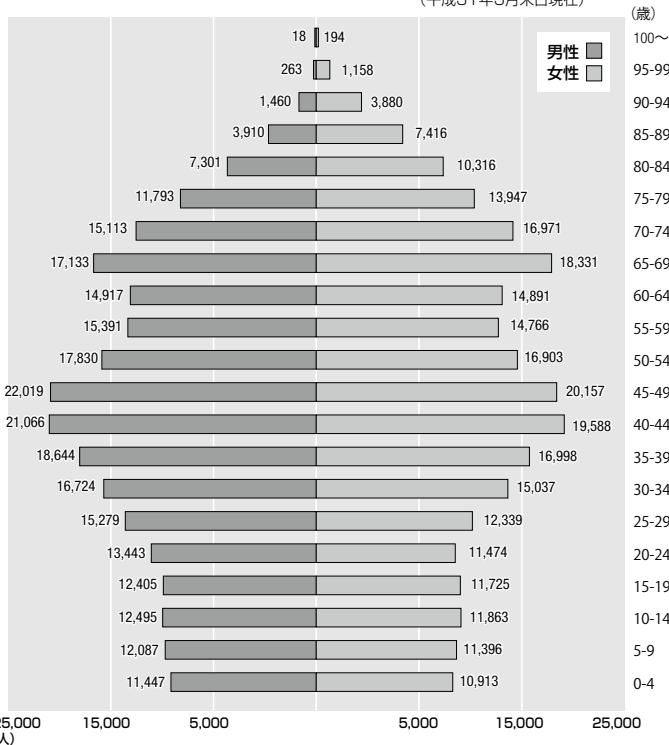


◎人口ランキング

	町名	人口(人)	男性(人)	女性(人)	世帯数(世帯)	行政区域
1位	鶴田町	22,809	11,316	11,493	10,226	姿川
2位	駒生町	11,249	5,455	5,794	4,934	城山
3位	石井町	10,406	5,306	5,100	4,821	平石
4位	中岡本町	10,203	5,091	5,112	3,872	河内
5位	平松本町	9,709	4,984	4,725	4,750	横川
6位	下岡本町	9,619	4,901	4,718	4,251	河内
7位	御幸ヶ原町	8,707	4,457	4,250	4,018	豊郷
8位	下栗町	8,004	4,079	3,925	3,462	横川
9位	西川田町	7,439	3,679	3,760	3,198	姿川
10位	宝木本町	7,350	3,644	3,706	2,964	国本

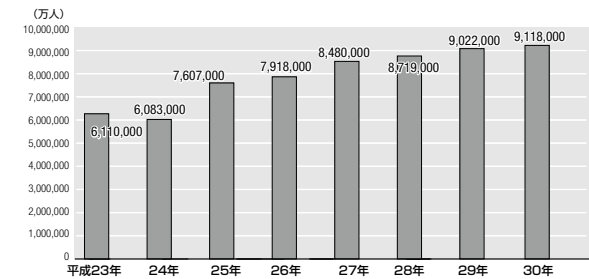
資料:「宇都宮市統計データバンク」町丁別人口(令和元年12月末日現在)

◎5歳階級別人口



人口

◎観光消費額



出典:宇都宮市「宇都宮市観光動態調査」

◎餃子1世帯当たり年間支出金額及びランキング

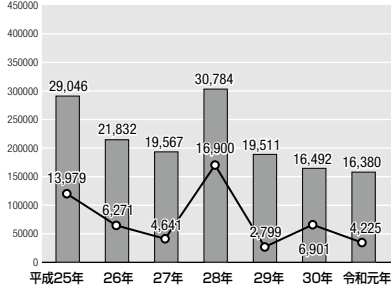
年 度	1位	2位	3位	4位	5位
平成26年	浜松 4,361円	宇都宮 4,190円	京都 2,780円	名古屋 2,719円	宮崎 2,591円
平成27年	浜松 4,646円	宇都宮 3,981円	宮崎 2,542円	京都 2,501円	大津 2,501円
平成28年	浜松 4,818円	宇都宮 4,651円	宮崎 2,895円	京都 2,869円	大津 2,753円
平成29年	宇都宮 4,258円	宇都宮 3,582円	堺 3,091円	京都 3,041円	大津 2,855円
平成30年	浜松 3,501円	宇都宮 3,242円	宮崎 3,107円	京都 2,989円	大阪 2,586円
令和元年	宇都宮 4,359円	浜松 3,506円	京都 2,790円	東京都港区 2,560円	神戸 2,463円

出典:総務省統計局「家計調査結果」

※ 都市階級・地方・都道府県庁所在市別1世帯当たりの品目別支出金額、購入数量

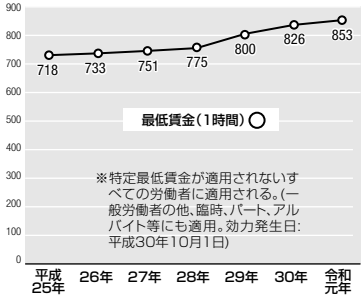
◎負債総額

出典:(株)東京商工リサーチ



◎栃木県最低賃金の推移

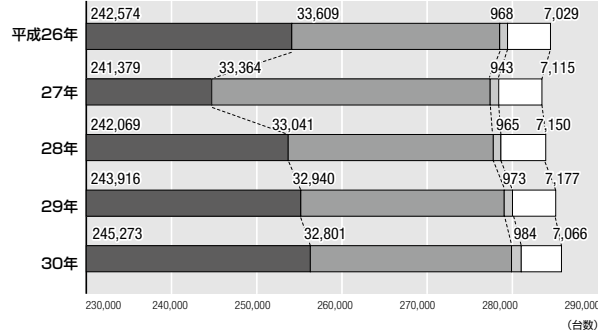
出典:栃木労働局



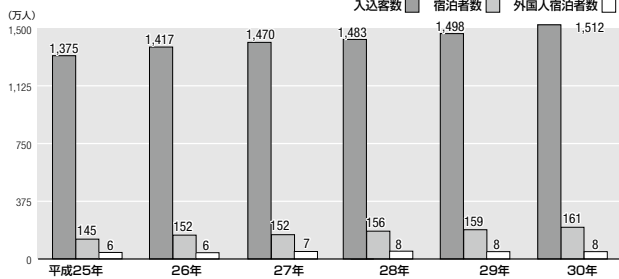
◎自動車保有台数

出典:関東運輸局 栃木運輸局

※普通貨物車の台数は普通貨物車と被けん引車の台数の合計を記載

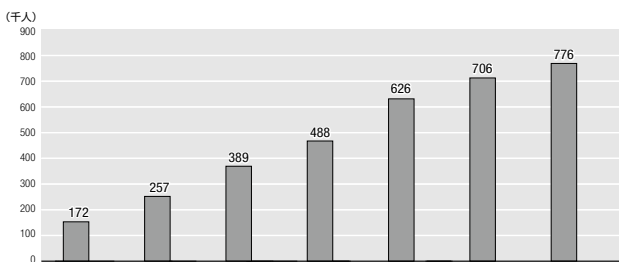


◎入込客数・宿泊客数・外国人宿泊者数



出典:宇都宮市「宇都宮市観光動態調査」

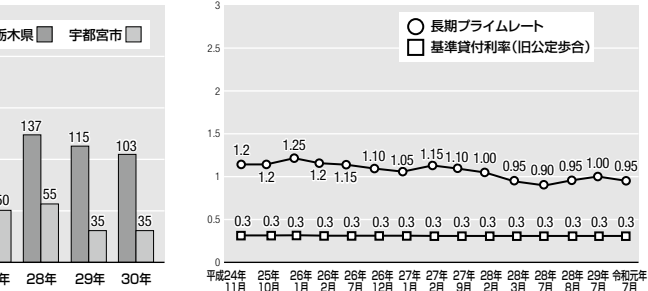
◎大谷地区 観光施設入込数



出典:栃木県「栃木県観光客入込数・宿泊数 推定調査結果」大谷寺・大谷資料館 平和観音入込数

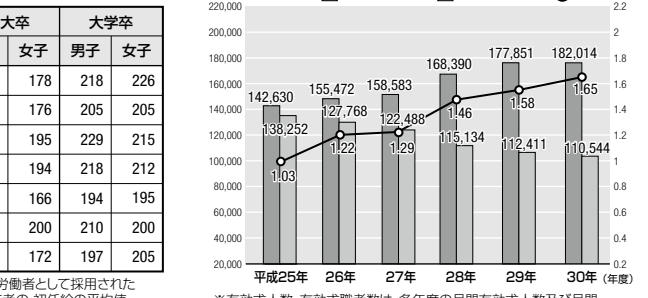
◎金利の動向

出典:日本銀行



◎労働力需給状況

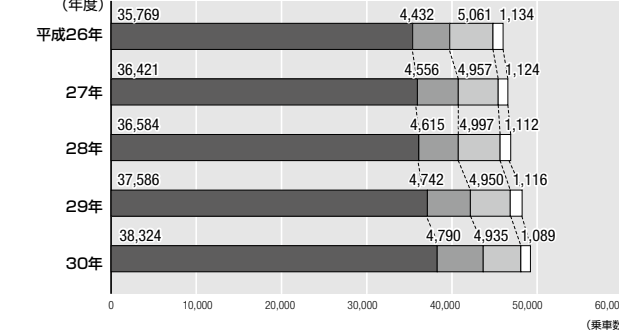
出典:ハローワーク宇都宮「業務月報」



◎各駅乗車客数の推移

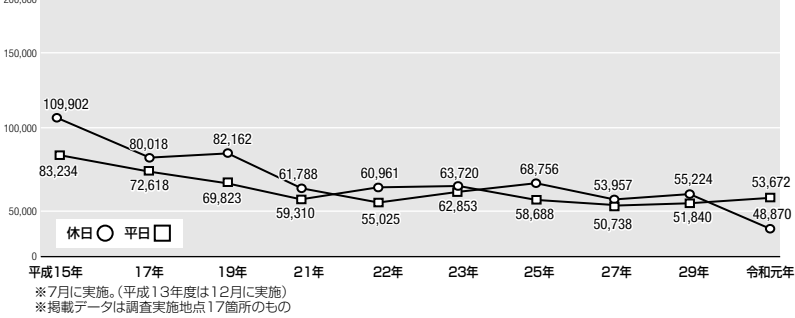
出典:東日本旅客鉄道(株)ホームページ

資料提供:東武鉄道(株)鉄道事業本部 営業統括本部 営業部 北関東営業支社

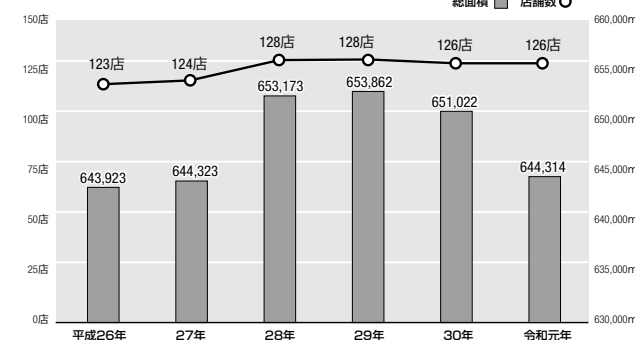


◎中心部通行量の推移

資料: 出典:宇都宮市「令和元年度商店街通行量実態調査」



◎店舗数・売場面積の推移



資料提供:宇都宮商工会議所 地域振興部

◎卸売業の状況

業 種	項 目	事業所数(店)		従業者数(人)		年間販売額(百万円)	
		H26	H28	H26	H28	H26	H28
卸 売 業 計		1,386	↑ 1,555	14,205	↑ 15,643	1,434,238	↑ 1,913,832
食 料 ・ 飲 料		169	↑ 170	1,785	↑ 2,005	189,091	↑ 195,672
産 業 機 械 器 具		156	↑ 202	1,529	↑ 1,675	105,189	↑ 154,415
建 築 材 料		141	↑ 157	1,220	↑ 1,271	101,707	↑ 104,676
電 気 機 械 器 具		131	↑ 167	1,464	↓ 1,409	183,647	↑ 193,298
農 畜 産 物 ・ 水 産 物		130	↑ 131	2,023	↑ 2,273	294,776	↑ 337,944
医 薬 品 ・ 化 粧 品 等		78	↑ 83	1,352	↓ 1,262	149,396	↑ 166,533
自 動 車		81	↑ 110	1,156	↑ 1,382	152,187	↑ 401,562
衣 服 ・ 身 の 回 り 品		49	↓ 46	326	↓ 279	8,074	↓ 7,741
家 具 ・ 建 具 ・ 什 器等		50	↑ 52	373	↑ 499	24,487	↑ 39,358
そ の 他 の 卸 売 業		401	↑ 437	2,977	↑ 3,588	225,684	↑ 312,632

出典:宇都宮市統計データバンク「総合統計」

◎宇都宮市の商圏

第1次商圏（吸収率30%以上）			
市町村	人口(人)	吸収人口(人)	吸収率(%)
宇都宮市	473,962	460,459	97.2
上河内町	10,011	5,138	51.3
河内町	35,374	26,911	76.1
芳賀町	16,159	9,647	59.7
上三川町	31,371	20,774	66.2
高根沢町	30,141	14,798	49.1
石橋町	21,215	9,893	46.6
壬生町	39,968	15,219	38.1
市貝町	12,190	6,106	50.1
南那須町	11,779	4,560	38.7
烏山町	16,867	5,729	34.0
氏家町	33,473	11,356	33.9
茂木町	14,364	4,525	31.5
鹿沼市	91,901	28,885	31.4
総 数	838,775	624,000	74.4

第2次商圏（吸収率20%以上30%未満）			
市町村	人口(人)	吸収人口(人)	吸収率(%)
塩谷町	12,313	3,578	29.1
真岡市	65,437	18,544	28.3
益子町	24,385	6,763	27.7
南河内町	20,379	5,213	25.6
栗野町	9,145	2,336	25.5
今市市	60,635	15,245	25.1
二宮町	15,833	3,965	25.0
藤原町	9,270	2,102	22.7
喜連川町	10,850	2,245	20.7
総 数	228,247	59,991	26.3

※商圏とは、買い物に来る割合（吸収率）が10%以上になる範囲

※旧市町ごとに調査実施
宇都宮市・上河内町・河内町→宇都宮市、鹿沼市・栗野町→鹿沼市、日光市・今市市・足尾町・藤原町→日光市、氏家町・喜連川町→さくら市、南那須町・烏山町→那須烏山市、南河内町・石橋町・国分寺町→下野市、真岡市・二宮町→真岡市、小川町・馬頭町→那珂川町、西方町→栃木市

出典:栃木県産業労働観光部経営支援課「平成26年度地域購買動向調査報告」

◎地元購買率の推移

年 度	平成6年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年
地元購買率(%)	97.5	96.5	98.1	97.4	97.2
流出率*1(%)	2.5	3.5	1.9	2.6	2.8
人口(人)	434,376	443,297	450,384	460,637	473,962
吸収人口*2(人)	423,517	427,782	441,827	448,871	460,459

※小数点第二位を四捨五入 ※旧河内町、上河内町を除く

*1 地元購買率から100%を差し引いたもの *2宇都宮市の人口に地元購買率を乗じたもの

出典:宇都宮市統計データバンク「総合統計」

出典:栃木県産業労働観光部経営支援課「平成26年度地域購買動向調査報告」

商工会議所共済制度

3月のふれあい共済等
口座振替日

3月23日(月)

〈振替対象〉

- ふれあい共済
- 特定退職金共済
- その他アクサ生命㈱の
団体扱い保険

【制度の特色】

退職金制度の確立は従業員の確保と定着をはかり、企業経営の発展に役立ちます。

掛金は一人月額30,000円まで加入でき、非課税です。

特定退職金共済制度は、商工会議所が所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として所轄税務署長の承認を得て行う事業です。事業主が商工会議所と退職金共済契約を締結し、毎月掛金を納付することにより、従業員が退職したときに商工会議所が事業主に代わって従業員に直接、退職金を給付する制度です。

しかも従業員の給与になりません。(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条、新規加入する事業所の場合、以前から勤務している従業員については、過去勤務期間の通算の取扱いができます。

※詳細は本号折込チラシをご参照ください。

着実な備えで企業も従業員も安心！！

特定退職金共済制度のご案内

問合せ
総務部 共済担当
☎028-637-3131

加入できる方	当所地区内に所在する事業所(事業主)の満15歳以上85歳未満の全従業員(全従業員の加入が必要)
加入できない方	事業主、役員(使用人兼務役員を除く)または、事業主と生計を一にする親族(専従者給与の対象者を含む)
加入させなくてもよい方	●期間を定めて雇われている方 ●試用期間中の方 ●パートタイマーのように労働時間が特に短い方 ●非常勤の方 ●季節的な仕事のため雇われている方 ●休業中の方
基本掛金月額	従業員1人につき1口1,000円から最高30口30,000円まで
経理処理	掛金は全額事業主負担で、損金または必要経費に計上可能
掛金の払い込み	加入申込月の翌月から毎月22日に預金口座振替によって納付
効力発生日	加入申込月の翌々月1日から発生

給付金の種類	給付の時期	所得の種類 (所得税法施行令第72条、第183条、相続税法第3条)
退職給付金	加入従業員(被共済者)が退職したとき	退職所得
遺族給付金	加入従業員(被共済者)が死亡したとき (退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加算)	死亡退職金 (相続税の対象となります。)
退職年金	加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき (希望により退職年金を10年間支払い)	雑所得

※この制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。給付金は加入従業員の口座に振り込んで支払います。
なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。解約手当金は一時所得となります。

専門相談

無料の専門相談です。
弁護士や弁理士などの各分野の専門家が、
悩みを解決します。

会場：宇都宮商工会議所
☎028-637-3131

相談
無料

■法律相談(毎月第2火曜日)

日時 4月14日(火) 午後1時30分～4時30分
受付 当日受付 午後1時～3時(先着10人まで)
内容 PL法関係、売掛金の回収方法、不渡手形の処理方法、
従業員の交通事故、不動産取引など

相談員 弁護士
問合せ 経営支援部

■1日知財窓口(毎月第3金曜日・要予約)

日時 3月27日(金) 午後1時30分～4時30分
受付 事前予約 午後1時～4時
内容 特許、実用新案、商標、意匠登録その他発明に関する各種相談
相談員 弁理士
問合せ 経営支援部
※事前に栃木県産業振興センター(☎028-670-2617)への予約が必要です。

■働き方改革相談窓口

相談日 希望により調整(申し込みは随時受付)
内容 有給休暇年5日の確実な取得、時間外労働の上限規制、
同一労働同一賃金 など
相談員 社会保険労務士等有資格者
問合せ 地域振興部

■企業年金相談

相談日 希望により調整(申し込みは随時受付)
内容 企業年金、退職金制度導入、組み換えなど
相談員 栃木県ファイナンシャル・プランナーズ協同組合員
問合せ 総務部

■税務相談

相談日 希望により調整(申し込みは随時受付)
内容 所得税、法人税、相続税、その他各種相談
相談員 税理士
問合せ 経営支援部

■個人情報保護法対策相談

相談日 希望により調整(申し込みは随時受付)
内容 個人情報の安全管理と社内整備、適法・不適法確認と
改善策、漏えい賠償保険のリスク診断、有事の対応など
相談員 協力保険会社のスタッフ・コンサルタント
問合せ 総務部

会議室の貸出

研修会・社内会議などにご活用ください!



約70人収容(教室型)の貸会議室

当所では、会員および商工業者の皆さまに、セミナー、講習会、研修会、社内会議などを開催していただけるよう、会議室の貸出をしています。

会議室の貸出概要

収容人数	約70人 (教室型)	備品	机、椅子、マイク、黒板、 ホワイトボード、スクリーン
駐車場	栃木県産業会館入居団体全体の駐車場となっており、多数のお客さまがご利用されますので、駐車できない場合があります。 公共交通機関をご利用いただくか、満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。		
申込方法	●使用日の3カ月前から2週間前まで予約可能です。 ●会議室の空き状況を電話でご確認の上、ご予約ください。 ●使用規則・同意書・申込書は、FAXまたは郵送させていただきますので、電話予約時にお申し出ください。 ※ホームページ(http://www.u-cci.or.jp/kaigisyo/kashikaigishitsu/)からダウンロードもできます。 〈申し込み： 総務部 TEL 028-637-3131 FAX 028-634-8694〉		

その他

次の場合には使用をお断りし、また使用中であっても注意させていただきます。
・公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるとき
・施設または付属設備をき損し、または汚損する恐れがあるとき
・物品販売および展示、会員勧誘、またはこれに類似する恐れがあるとき
・政治的、宗教的活動にわたる恐れがあるとき
・その他管理上支障があるとき
・机などを移動させた場合は、現状復帰する

会議室の使用時間・料金(消費税10%込)

	1日	午前	午後
使用時間区分	9:00～17:00	9:00～12:00	13:00～17:00
会員料金	11,000円	5,500円	6,050円
非会員料金	16,500円	8,800円	9,900円

※使用できるのは、平日の昼間のみです(夜間、土日祝祭日は使用できません)。 ※準備・片付けは使用時間に含まれます。

問合せ 総務部 ☎028-637-3131

宇都宮商工会議所 記帳継続指導
正しい帳簿つけてますか??

当所では、年間を通じて個人事業者の方を対象に記帳指導を行っています。
現金出納帳や経費帳などの帳簿の付け方がわからない、
従業員の源泉徴収の仕方がわからないなどありましたら、お気軽にご相談ください。



個人事業者の方で、青色申告、白色申告問わず
代表者(もしくは従業員)が記帳業務を行っている方
(※ただし、税理士等が顧問となっている事業者は対象外です)

お問い合わせ・申し込み

宇都宮商工会議所 経営支援部
TEL.028-637-3131

頭の体操をはじめよう! クロスワードパズル

● 回答をハガキ、またはメールで住所、氏名明記の上、宇都宮商工会議所 所在地へ担当下記までお寄せください。正解者の中から5名様には500円分の図書カードを差し上げます。締め切り3月31日到着分まで。※当選発表は、発送をもってかえさせていただきます。

● タテのカギ

- この時期は寒さと暖かい日があって「○○○○四温」の日々です
- 「この案に賛成の方は○○○○して下さい」などと会議で
- 幼児や小学生が描いた絵画
- 美人の例え「立てばシャクヤク座ればボタン歩く姿は○○の花」
- 3月12日「お水取り」の行事が開催される奈良のお寺
- 本来有している財産
- 春の林や野に咲く白い小花アズマ○○○
- 食事でこの数値を気にしながら食べるのも味気ないですね
- 最近の政治や官庁で大流行の「付度」何と読む?
- 最近コンビニや喫茶店で人気の日本茶のひとつ○○○茶
- 和歌山県や三重県のある○○半島
- お伽話でウサギと○○が競走したが、勝ったのは?

● ヨコのカギ

- 神棚や神前に飾られる植物。漢字は「榊」
- 「春は曙…」枕草子の作者清少納言も着ていた「○○○○単」
- 「あの上司は部下の手絡を○○○○するので気をつける」などと
- 「製品に欠陥が見つかったので直ちに○○○○○した」などと
- あの人はどんな質問にも○○なく受け答えができる
- 人体や環境に悪影響を及ぼす○○○○物質も多いですね
- 千葉県市原市の○○○が地軸の南北逆転の痕跡を示したことで「チバニアン」と
- ほろ酔いで気持ちのよい状態を言います
- 大安○○、タタキ○○、御○○、投げ○○
- カエサルが戦いでルビコン川を渡ったときの言葉「○○は投げられた」
- よく言います「武士は食わねど○○楊子」
- スーパーなど量販店で密かに活躍する「万引き○○○○」
- 物事を自身に都合のいい方に見ること。「親の○○○」

先月号の答え: マーケティング

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4
宇都宮商工会議所 会報「天地人」係 E-Mail: info@u-cci.or.jp
※個人情報保護法に基づき、応募データは上記目的以外には使用しません。

わたしの一冊

『山峡奇談』
志村有弘【編訳】
河出文庫
760円＋税

古代から近代(昭和)まで、さまざまな文獻に登場する山里を舞台とした奇談、怪談を集めたアンソロジーです。狸や狐に化かされる他愛もない話から、本格的な怪物退治の物語まで、長々も内容もさまざまな話が85編収録されています。登場するのは名もない庶民から僧侶、武将など多彩で、編者のセンスの良さにも唸られます。まるで自分の身辺で起こったことのように思えます。

各編は長いといっても数ページですから、空いた時間に数編ずつ読み進むことができます。カバンやポケットに入れておいても邪魔になりません。

ほとんどが古典の説話集や実話集が出典元ですが、編者が現代語に訳しています。通読すると、日本の山をめぐる自然と人々の営みの豊かさを、改めて感じることができます。

ミュージアムガイド

心に潤いを

● 栃木県立博物館 ☎028-634-1311
人文系テーマ展「おじいさんやおばあさんの子どものころの暮らし」4月5日まで
自然系テーマ展「栃木の海と貝塚」4月5日(日)まで
一般=260円/大高生=130円/小・中学生以下は無料

● 宇都宮美術館 ☎028-643-0100
2月25日(火)～4月25日(土)まで休館となります。
企画展「北澤美術館所蔵 ルネ・ラリック アール・デコのガラス モダンエレガンスの美」4月26日(日)～6月21日(日)まで
東京都庭園美術館からの巡回展示となります。4月26日(日)と5月31日(日)の両日午後2時から記念講演が予定されています。先着150人。要チケット。
一般=1000円/大高生=800円/小中学生=600円

● 栃木県立美術館 ☎028-621-3566
企画展「山田耕禰と美術」3月22日(日)まで
「からたちの花」や「まちぼうけ」など、日本を代表する作曲家として、また指揮者として名高い山田耕禰(1986～1965)。この偉大な音楽家にまつわる造形芸術を広く紹介する。絵画、版画、書籍、資料など約200点で構成。(同館HPより)
一般=1000円/大高生=600円/中学生以下無料

チラシ・カタログ展示コーナーのご案内

会員企業展示コーナー

当所入口でPRしませんか
無料

※ご希望の方は、総務部までご連絡ください。申込書をFAXで送信します。

問合せ
総務部 ☎028-637-3131
FAX 028-634-8694

第45回ふるさと宮まつりの開催日を変更

ふるさと宮まつり開催委員会からのお知らせ

【開催日程】
◎変更後
9月19日(土)、20日(日)
※例年 8月第1土曜日・日曜日

【変更理由】
例年開催している8月第1土曜日・日曜日は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間と重なり、安全に実施するための警備体制を整えることが困難と判断したため。

【問合せ】
ふるさと宮まつり開催委員会
(宇都宮観光コンベンション協会内)
宇都宮市中央3-1-4
栃木県産業会館2階
☎028-637-0760
http://www.miyamatsuri.com/

ふるさと宮まつりHP

メンバーズ
Member's Park

パーク

商い川柳

第270回 荒井宗明選

空っ風シャッター直り騒ぎ出す
〈評〉一緒に騒ぐ庭の枝々
焼芋の黙って匂うバスの中
〈評〉あれかこれかと落ちつかぬ鼻
一日の長さ短き老いの趣味
〈評〉寝たり起きたり落ちつかぬ猫

閉まらない顔へ鉢巻締め直す
申告も終り自分の顔となる
北風を乗せてブランコ夜も揺れ
猫舌の熱さ無情な発車ベル
ワクチンの留守へウィルスはしやぎ出す
男対男おとこの話しする
山茶花の宿口ずさむ妻の留守

投稿対象
会報「天地人」読者(会員に限
りませんので、当会報をご覧の
読者全員が対象です)

課題
商工全般に関わる川柳
(題は特定しません)

要領
①毎月末日締切
②1人3句まで、住所・氏名・
年齢・職業(事業所名)を
記入して、はがき、手紙、
FAXにより、楷書で投稿
③優秀作品を年間表彰

投稿先
宇都宮商工会議所
会報「天地人」係
(商い川柳)係
〒320-0806
宇都宮市中央 3-1-4
☎028-634-8694

選者 荒井宗明氏

確永 正和 (無職)
西宮 久 (無職)
富士美枝子 (主婦)
鈴木美美子 (主婦)
宮田 ミチ (主婦)
柏村久美子 (農業)
渡辺 眞左 (主婦)
小野口 博 (無職)
福田 弘 (無職)
田崎 武一 (無職)

言葉の力

「平和」

平和でありましように。
と願うことも大事だけど
すでにある平和に感謝する時間を
増やしていきたい。

書道家
武田 双雲

武田 双雲
1975年熊本生まれ。東京理科大学卒業後、N.T.T.に就職。約3年後に書道家として独立。NHK大河ドラマ「天地人」や世界遺産「平泉」など、数々の題字を手掛ける。講演活動やメディア出演、著書出版も多数。2013年度文化庁から文化交流使に任命され、ベトナム・インドネシアにて、書道ワークショップを開催。15年には、カリフォルニアにて個展開催。17年にはワシントン大学にて講演など、世界各国で活動する。

公式ブログ「書力」: http://ameblo.jp/souun/
公式サイト: http://www.souun.net/
感謝 69: http://kansha69.com/

天地人 宇都宮商工会議所会報 毎月10日発行

「天地人」は宇都宮商工会議所会員約6,200社の経営者の手元に直接届く情報誌です。

宇都宮商工会議所管内の事業所数 19,518*1社のうち
約6,200社が宇都宮商工会議所に加入しています。

より効果的な広告をお求めの方へ
「天地人」を広告媒体としてぜひご活用ください。

広告スタイルは3タイプをご用意しております。

ディスプレイ広告 貴社の「知名度」をアップするのに有効です。社名・事業内容など明確に表現できます。

記事型広告 訴えたい内容を記事型で紹介できます。イベント告知・新商品紹介・サービスなどニュース性の高い細かな情報までを読者に理解しやすく訴求できます。直接的なメリットのある広告スタイルです。

編集タイアップ型広告 編集記事とのタイアップによって作られる広告です。レギュラーコーナー(記事)のスポンサーになるスタイルで、業種・内容等ご相談に応じます。

お問い合わせ・お申し込み
媒体資料のご請求は

宇都宮商工会議所 会報「天地人」
専属広告代理店
有限会社 随想舎

宇都宮市本町10-3 TSビル
☎028-616-6605
www.zuisousha.co.jp

*1 [平成28年経済センサス活動調査]



宇都宮御城内外地図
(宇都宮市教育委員会提供)

宇都宮城址公園が開園したのは、平成十九年である。かつての御本丸の約半分ではあるが、清明台、富士見櫓、石垣と土塁、土堀および堀が復元された。復元規模は小さいが、それでも市当局は、復元に当たって大変な苦勞をされた。民有地を買収するとともに何よりも宇都宮城は、徹底的に破壊されていたからである。

宇都宮城は、地の利を利用して築かれた。市街地の地形は、田川低地、それから一段上がった田原台地、さらに一段上がった宝木台地からなる。田川低地には、築城以前から町人町があったと思われる。宇都宮城が築かれたのは、田原台地、それも東の端、段丘崖に沿った所である。田原台地は台地であっても釜川が流れるように、地下水層が浅く井戸を掘るのが容易であり人々の生活はできる。また東端の崖に沿った所は、崖下に田川が流れ防衛には打つつけの所であったからである。

城址は館を中心に土塁や堀がせいせい三重に取り囲んだもので、その域内に家来の屋敷が展開した。なお、城を宇都宮大明神に近接し真南に築いたのは、宇都宮氏が大明神の社務職という重要な役割を担っていたからとも思われる。こうした城のあり様は、

宇都宮氏時代はもとより、宇都宮氏が滅亡したあと江戸時代初期まで続く。それが劇的に変わるのは、元和五(一六一九)年、宇都宮城主となった本多正純の時である。正純は、従来三の丸までであった城域を、二倍以上の面積に広げ、東は田川まで、北は釜川まで、西は松が峰外へ土塁を築き空堀を築造、南は不動前まで外堀、土塁を作ったのである。本丸には將軍の日光参詣の際に宿泊する御座所を設け、城主の御殿は二の丸に置いた。

三の丸太鼓門前に三日月堀を造り、大手門を宇都宮明神前から西北の江野町口に移し、馬出し堀を設ける等をした。一方、従来の奥州道と日光道をつけ替え、不動前から伝馬町まで同じ道にし、そこで分岐するとともに、日光道・奥州道沿線には町人屋敷を配置、町人屋敷を挟んで両側に武家屋敷を設けた。また桂林時や光琳寺等旧城郭近辺にあった寺院を



復元された富士見櫓
(宇都宮市教育委員会提供)



第40回

宇都宮城の変遷をたどる

宇都宮伝統文化連絡協議会 柏村 祐司

郊外へ移転する等町並みの改修も行った。この結果、宇都宮城および城下の街並みは、幕府の信任厚い大名に相応しいものとなったのである。

ところが名城と呼ばれた宇都宮城が悲運にも跡形もなく破壊される時代が訪れた。初めは戊辰戦争により戦火を蒙ったことによる。その後明治新政府によつて廃城令が出され、また城域が民有化されたことも城の破壊に大きく関わった。石垣が少なく土塁や堀は、次々と崩され埋め立てられ、市民に親しまれた御本丸の土塁や堀も昭和三十年代に消滅し名城は潰えた。

宇都宮市内には歴史的な建物等が少なくない。宇都宮城の復元を機に、歴史を取り込んだ街作りをさらに進めたいものだ。歴史を感じない街は、空虚な感じがする。そのようなことがないために。

●ビジネススケジュール● 宇都宮商工会議所カレンダー 2020.3月~4月 弥生-卯月

日	月	火	水	木	金	土
3月8	9	10 法律相談 天地人3月号発行 【中止】災害対策セミナー	11	12 	13	14
15	16	17 小規模事業者 持続化補助金 説明会 彼岸入り	18 小規模事業者 持続化補助金 説明会	19 新入社員講習	20 メールマガジン 「e-天地人」配信 春分の日	21
22 	23 ふれあい共済等 口座振替日 彼岸明け	24	25 第5回常議員会並びに 通常議員総会	26	27 1日知財窓口	28
29	30	31	4月1	2	3	4
5 メールマガジン 「e-天地人」配信 清明	6 汚染負荷量賦課金 申告納付説明会	7 ふれあい共済等 入金締日	8	9 	10 天地人3月号発行	11

しもつけ歳時記

三月十八日(水)~二十四日(火)
岩船山高勝寺大縁日(栃木市岩舟町)
日本三大地蔵のひとつに数えられる高勝寺のお彼岸。関東の高野山と呼ばれ、「死者の霊が集まる」という信仰がある。六百段の石段を登った境内からは関東平野を一望できる。



(写真提供: 柏村祐司「栃木の祭り」より)

三月三十一日(日)
岩崎観世音大祭(日光市今市)

子授け、安産の仏様として信仰される岩崎観世音の大祭。別名「鶴の子観世音」と呼ばれる。子どもを授けたい夫婦が観音様から卵を一つもらい、子どもが生まれたら翌年二つにして返す行事。毎年三月の最終日曜日に開催される。奥の院の洞窟にご本尊様が祀られている。

四月五日(日)
風見太々神楽(塩谷町)

塩谷町風見地区に古くから受け継がれる太々神楽。東護神社に奉納されるもので栃木県無形文化財の指定を受ける。演目は「岩戸の舞」をはじめ三十六座あり、奉納回数は六百六十回を数える県内屈指の伝統と歴史を持つ。午後十二時半から。

四月十一日(土)~十二日(日)
田間血方神社神楽(小山市)

血方神社神楽保存会が継承する「五行の舞」が華やか。五穀豊穡を祈願するもので、地元の小学生低学年の女子十人が稚児として神楽を舞う。小山市無形民俗文化財。

あなたの本づくりをお手伝いします。

一冊のぬくもりを大切にしたい。
これが私たちの編集コンセプトです。

図書出版・企画・編集・制作

35th
SINCE 1985

随想舎

まずは
お電話を

028-616-6605

http://www.zuisousha.co.jp

総務・営業部 TEL.028-616-6605 FAX.028-616-6607 編集・制作部 TEL.028-616-6606 FAX.028-616-6608 e-mail: info@zuisousha.co.jp



先人から受け継ぎ、世代を超えて 未来へ伝える宇都宮のこころ

うつのみやの伝統文化

宇都宮伝統文化連絡協議会 [編・著]

祭りと行事、民俗芸能など、「宇都宮」に古くから
守り伝えられてきた伝統文化を紹介

随想舎 定価 1,100円 [本体1,000円+税] A5判/並製/120ページ

県内
主要書店で
好評発売中



導入が進む キャッシュレス決済

5割が導入も 決済手数料が課題か

当所では小売・飲食・サービス業を対象に「キャッシュレス決済に関するアンケート調査」を実施しました。報告書がまとまりましたので、概略をご報告します。



図1 業種構成

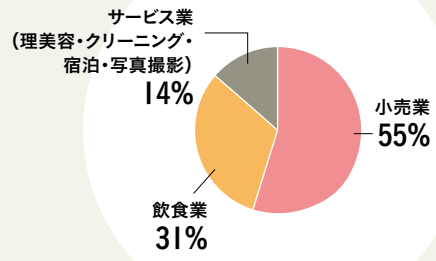
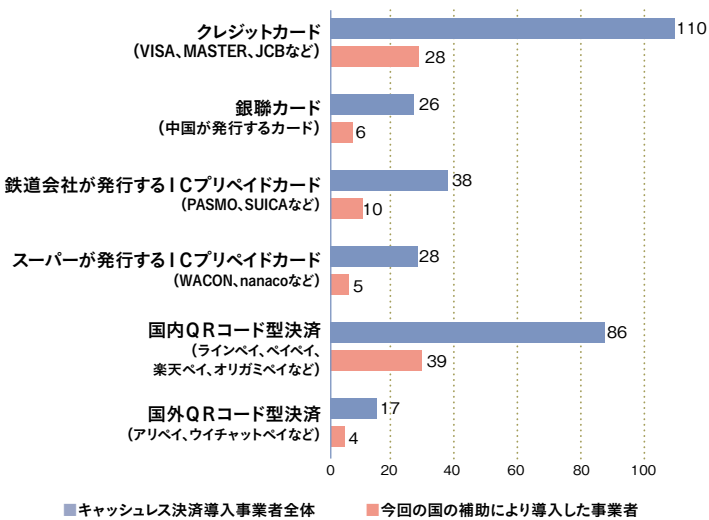


図2 導入したキャッシュレス決済の種類と、今回国の補助を受けて導入した種類



【有効回答数】
241件(回答率 12.1%)
◎調査結果
回答した事業者は小売業が55%と半数を占め、続いて飲食業31%、サービス業14%でした(図1)。また企業形態では、法人企業が約70%を占め、従業員数では5人以下の小規模事業者が約70%でした。

◎調査結果

図2

86件でした(複数回答可)(図2)。今回の国の補助を受けて導入した事業者に限ってみると、国内QRコード型決済が39件と最も多く、次いでクレジットカード決済の28件でした(同)。

67件でした(複数回答可)(図2)。

今回の国の補助を受けて導入した事業者に限ってみると、国内QRコード型決済が39件と最も多く、次いでクレジットカード決済の28件でした(同)。

昨年10月1日に消費税率が引き上げられました。国は需要平準化対策として、税率引き上げ後の9カ月間において、消費者を対象とする「キャッシュレス・消費者還元事業」とともに、導入する中小企業・小規模事業者(中小小売店等)に対して、決済手数料やキャッシュレス決済手段(決済端末等)導入コストの補助を実施しています。そこで当所では、小売・飲食・サービス業を対象に「キャッシュレス決済に関するアンケート調査」を実施しました。

◎調査概要

【調査目的】
市内産業の実態を把握することにより、今後の商工会議所事業を行う上での基礎データにするため。

【調査期間】
令和元(2019)年11月27日(水)～令和2(2020)年1月24日(金)
【調査対象者】 約2,000件
宇都宮商工会議所商業小売部会会員(817件)、同環境衛生部会会員(706件)および宇都宮市商店街連盟加盟店街会員(869件)の中小企業である小売・飲食・サービス(理美容、クリーニング、写真、宿泊等)業者(合計2,392件)
※宇都宮市商店街連盟加盟店街会員は当所商業小売部会および環境衛生部会会員と重複するとともに、対象外業種も含まれるため、推計値として500件とし、調査対象者を約2,000件としました。
【調査方法】
調査票を郵送および持参し、FAXにて回答

1 導入状況
キャッシュレス決済の導入状況については、全体の56%の事業者が導入しています。そのうち33%の事業者(総数での割合は19%)は、今回の国の補助を受けての導入でした。どのような決済サービスを導入しているかについては、クレジットカード決済が最も多く110件、次いで国内QRコード決済(ラインペイ、ペイペイ、楽天ペイその他)が

2 導入理由
キャッシュレス決済導入の理由(複数回答可)について、導入事業者では「売上向上効果が見込める」54件、「顧客からの要望」50件、「初期導入費用が不要または安かった」39件の順でした。国の補助を受けて導入した事業者では「初期導入費用が不要または安かった」23件、「売上向上効果が

見込める」20件、「決済手数料が安かった」17件などでした(図3)。

政府の補助政策がキャッシュレス決済導入のきっかけとなっていることが分かりました。

3 導入効果

キャッシュレス決済導入後の客数および客単価についての質問ではどちらも「変わらない」約60%、「効果は分らない」約30%で、合わせて約90%でした。国の補助を受けて導入した事業者に限ってもおおむね同程度の割合に近い結果ですので、導入効果は今のところ一部の事業者に限られているのが現

状と思われます。

また、売上全体に占めるキャッシュレス決済の割合については、半数の事業者が「10%未満」でした。「10%～20%」「20%～30%」と回答した事業者数と合わせると約80%になります(図4)。

4 今後の導入の有無

未導入の事業者に理由をたずねると「顧客からの要望がない」が56件、「売上向上効果が見込めない」「決済手数料が高い」「入金までに時間がかかる」がそれぞれ27件でした。

5 その他

キャッシュレス決済の導入の有無にかかわらず、手数料についての考えを質問しました。妥当な料率については「1%未満」42%、「1～2%未満」28%で、合わせて約70%が「2%未満」と回答しています。

キャッシュレス決済について知りたい内容をたずねると「自店にあったキャッシュレス決済」54件、「初期導入費用、決済手数料」44件、「導入によるメリット」42件などでした(図5)。

その他、頂いたご意見としては「令和2年6月に決済手数料の補助が打ち切られた場合には、手数料の関係で使用しないことがあり得る」「国内QRコードを初年度の

図3 キャッシュレス決済を導入した理由と、今回国の補助を受けて導入した理由

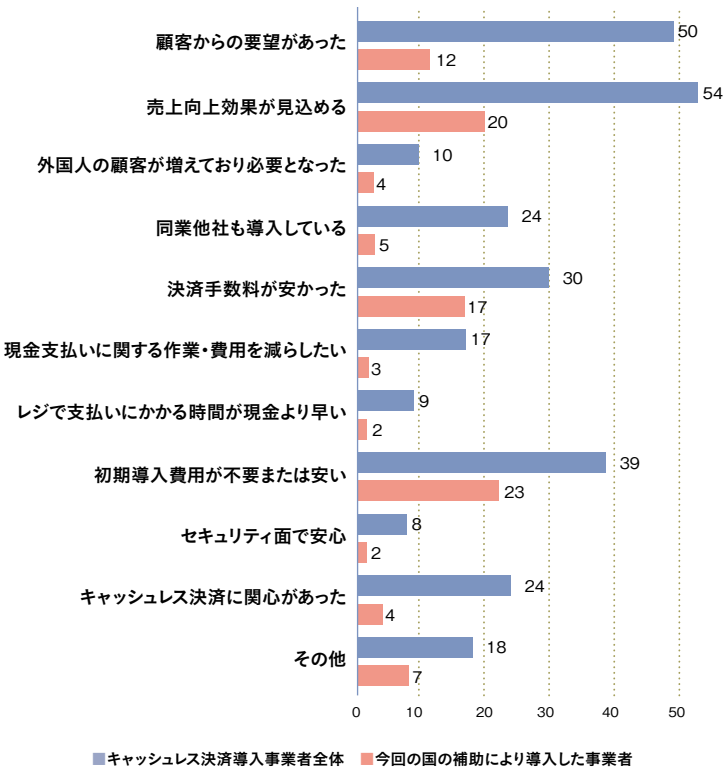


図4 キャッシュレス決済が売上にも占める割合

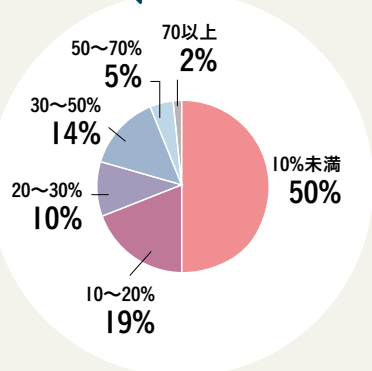
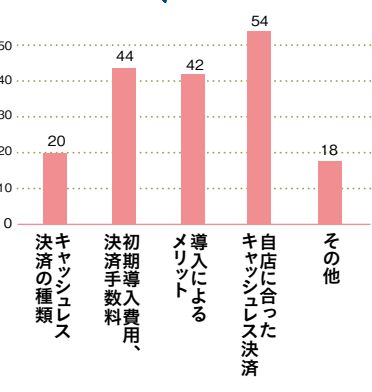


図5 キャッシュレス決済について知りたい内容



決済手数料が無料ということで導入したが、次年度以降は通常の手数料率に戻るため、高すぎて耐えられない」「キャッシュレス決済手段の種類が多すぎる」などがありました。中小商業者にとって、キャッシュレス決済の導入は売上拡大が期待できる施策ですが、その一方で導入後の客数や客単価が導入前と変わらないという回答が多いことから、導入効果が実感できていない現状も見えてきました。また、未導入の事業者にとつては、自店に合った決済サービスが分からないために、コストやメリットについて疑問を持っているようです。

今後のキャッシュレス決済導入推進については、決済手数料のコスト負担も含めて、これらの課題解決が不可欠と考えられます。この調査報告書は、当所ホームページからダウンロードできます。



地域実態調査
(キャッシュレス決済)
調査結果報告書

問合せ

地域振興部

☎028-637-3131

宇都宮市では、市民・事業者に対するSDGsの理解促進や認知度向上を図っていくため、「宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム」を設立しました。

このプラットフォームは、SDGsの先進的な取り組み事例の紹介やイベント等の情報発信、市民や事業者向けの勉強会、セミナーの開催、各種イベントにおける普及啓発活動の実施などを行うこととしており、一緒にSDGsの普及啓発を行う市内の企業や団体の会員を募集しています。

会員になると、プラットフォームが実施する勉強会やイベント等において、会員の取組紹介を行うことができることや、会員が実施するSDGsに関するイベントや取組事例のプラットフォームWebサイトへの掲載によるPRのほか、プラットフォームにおける活動を通して会員相互の交流などを行うことができます。

また、会員が実施するSDGsに関するイベントの後援や、啓発物品の貸し出しも行います。

会員対象は、宇都宮市内に本社や支店などの事業所を置く企業や団体を要件としており、法人格の有無は問いませんので、ぜひお申し込みください。なお、入会金や会費等は無料です。

問合せ

宇都宮市環境政策課
028-632-2404



宇都宮市HP
SDGs人づくり
プラットフォーム



詳細は、左記のQRコードを読み取り、宇都宮市のホームページをご覧ください。

登録無料！
SDGs人づくりプラットフォーム会員募集！

宇都宮市からのお知らせ

宇都宮市では、企業の事業主や健康管理担当者の健康づくりの意欲が高まる・実践につながる健康情報を集約したサイトを開設しました。

積極的に健康づくりに取り組む事業所の事例や健康づくりの具体的な方法など、ぜひ、職場の健康づくりにお役立てください。

「職場における健康づくり応援サイト」を開設しました



宇都宮地方事務局
ホームページ



「企業と人権」
ホームページ

企業と人権／企業の人権研修担当者の皆様へ

宇都宮地方事務局からのお知らせ

宇都宮地方事務局では、企業における人権研修のお手伝いを行っています。

◎企業における人権研修に講師を派遣します。

法務局では、企業等からの要望に応じて、人権研修（人権の研修）を実施しています。法務局職員または人権擁護委員が講師として伺います。費用は無料です。

※宇都宮地方事務局ホームページもご覧ください。

問合せ
宇都宮市保健福祉部健康増進課
028-626-1128



職場における
健康づくり
応援サイト

◎各種の人権啓発冊子・ビデオを配布・貸出します。

企業研修などで活用できる啓発資料として、人権啓発冊子・ビデオを無料で配布・貸出しています。実例を用いたケーススタディやドラマ仕立ての動画などを通じて、より実践的な知識を身につけることができます。これらの啓発資料は、インターネットでも公開されており、誰でも自由に利用することができます。

※詳細は、法務局ホームページの特設ページ「企業と人権」に掲載しています。

問合せ
宇都宮地方事務局人権擁護課
028-626-0925

宇都宮市

UTSUNOMIYA

かまがわ川床桜まつり

宇都宮の中心部を流れる釜川は、街の風景の中に水辺が持つ風情に加え、憩いと安らぎをもたらす水辺の空間で、中心市街地の貴重なスポットです。「御橋」から「出雲橋」の区域は、3月下旬から枝垂れ桜が咲き誇り、隠れた名所となっています。

この釜川に全国でも珍しい取り組みとして川床を設置します。川面から満開の花を満喫できる新たな名所をご堪能ください。

【開催期間】
令和2年3月27日（金）～4月5日（日）10日間
【開催時間】
◎川床開放時間 11時～20時
ただし、金・土は21時まで
◎ぼんぼり点灯 18時～21時
◎模擬店等の出店
土・日の11時～16時
【会場】
釜川 牧水亭～出雲橋間
（宇都宮市中央5丁目北側）
【問合せ】
特定非営利活動法人
宇都宮まちづくり推進機構
028-632-8215



水戸市

MITO

第36回 水戸の桜まつり

水戸市の春を彩る「水戸の桜まつり」は、市内にある桜の名所で開催。千波公園、桜山、桜川など、それぞれにソメイヨシノ・シダレザクラなどが美しく咲き競います。

まつり期間中は、桜山・桜川のボンボリ装飾、千波湖畔のライトアップなどが行われるほか、野点茶会が予定されています。

桜で色づく春の水戸を、心行くまでお楽しみください。

※今後の状況により、内容が変更または中止になる場合があります。ご了承ください。



第36回 水戸の桜まつり

期 間／4月1日（水）～15日（水）
会 場／千波公園・桜山（護国神社周辺）・桜川・水戸大・六地藏寺
その他みどころ／大串貝塚 ふれあい公園・内原渡満道路（内原市民運動場付近）・
黄門さんの漫遊くら堤（水戸市水府町那珂河川敷）
問合せ／水戸観光コンベンション協会 ☎029-224-0441

キタカンだより

3月
March

前橋市

MAEBASHI

「さくら名所100選の地」
赤城南面千本桜まつり開催!!

赤城南面千本桜まつりを今年も開催します。桜まつり期間中は、地元新鮮な農産物などのふれあい物産市や郷土芸能等のステージパフォーマンス、大道芸等、さまざまなイベントが行われます。

また、日没後から21時30分まではライトアップにより美しい夜桜を堪能いただけます。



赤城南面千本桜まつり

会 期／4月4日（土）～19日（日）
※桜の開花状況により変更する場合があります
※桜まつりの開催は、ホームページ等でご確認ください
場 所／赤城南面千本桜（群馬県前橋市苗ヶ島町 2511-2）
※まつり期間中はJR前橋駅（毎日）・東武鉄道赤城駅（土日のみ）
周遊バスが運行されます（大人 1,500円・子ども 750円）
※入場無料・期間中は有料駐車場有り（約990台）
問合せ／おまつり期間中専用ダイヤル ☎027-288-0256（9:00～18:00）
（公財）前橋観光コンベンション協会 ☎027-235-2211

後編 編集集

今月号の特集は、「民法改正」と「同一労働同一賃金」、「キャッシュレス決済」です。120年ぶりに改正される民法は、社会の変化に併せるために改正します。一方、同一労働同一賃金は、格差是正という社会変化を促すために改正します。法律の改正はその背景によって目的が異なることを今回の取材を通じて感じました。

今後はキャッシュレス決済が社会を変化させていくのかもしれないですね。

＜天地人＞由来
「天地人」は、地に花、人に愛を
採用し、天を宇都宮、荒山神社、
地を宇都宮城、人を市民の和に
なぞらえて宇都宮の豊かな自然
環境、歴史的風土を考察して
名づけました。

天地人 題字：第16代会頭 藤井 清氏 揮毫
vol.678 令和2年3月10日発行
発 行 所 宇都宮商工会議所
〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
☎028-637-3131 ☎028-634-8694
http://www.u-cci.or.jp
編集発行人 丹羽章泰
編集・制作 有限会社 随想舎
©宇都宮商工会議所
本誌記事・写真・イラストなどの無断転載を禁じます。



最新の医療事情に対応した一生の医療保険

アクサの
一生保障の
医療保険

スマート・ケア

医療治療保険(無解約払いもどし金型)

特長1 短期入院にも手厚い保障

日帰り入院から一時金を受け取れます。

特長2 通院保障も充実

入院前後、手術後の通院を

1回30日(通算1,095日)まで保障

※Ⅲ型には通院の保障はありません。

特長3 約1,000種類の幅広い手術に対応

公的医療保険制度の対象となっている

約1,000種類の手術を保障

スマートに人生を、
進み続けるために



●お引受けには所定の条件があります。
本商品をご検討の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

AXA-A1-1708-1318/9F7

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度／福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 宇都宮支社 宇都宮営業所
〒320-0815 栃木県宇都宮市中河原町3-19 宇都宮セントラルビル4階 TEL 028-637-7670